



平成32年7月1日開所
横浜市市庁舎内
小規模保育事業
乳幼児一時預かり事業
募集要項

募集期間：平成31年3月1日～3月22日

こども青少年局 こども施設整備課・子育て支援課

平成31年3月

事業実施者募集要項 <目次>

- 1 募集の目的
 - 2 募集概要
 - 3 整備条件等
 - 4 運営方法等
 - 5 整備費等補助金を受けるにあたっての諸条件
 - 6 小規模保育事業における連携施設の確保について
 - 7 審査基準について
 - 8 小規模保育事業 乳幼児一時預かり事業 申請要件< チェックシート>
 - 9 申請方法等について
 - 10 問い合わせ先
 - 1 施設計画(2階平面図・レイアウト)
 - 2 公有財産賃貸借契約書(案)
 - 3 工事区分表・設備容量表
 - 4 開所までのスケジュール
- 参考資料
- 5 連携施設受諾促進加算の諸条件について
 - 6 平成30年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額
横浜市子ども・子育て支援新制度利用料
 - 7 横浜市宿舎借上げ支援事業、30年度のご案内
 - 8 かながわ保育所・保育士支援センターのご案内

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

今回募集する事業の整備にあたっては、天井、壁、床などの内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。使用木材については、まずは神奈川県産材、次に地域材(関東甲信、静岡県)、最後に国産材を検討いただきますようお願いいたします。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

【停止条件】

本事業については、平成31年度予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。よって、当該関係予算の可決を停止条件としています。

1 募集の目的

横浜市は、新市庁舎建設予定地周辺地区の保育ニーズや公共空間としての新市庁舎の在り方などを踏まえ、新市庁舎2階に、子育て支援に資する機能として、0～2歳児を対象とした、定員19名で保育を行う「小規模保育事業」と、一時的にお子さんをお預かりする「乳幼児一時預かり事業」を併設した施設を設置します。

このたび、設置にあたり、市と賃貸借契約を締結し、整備及び運営をしていただく事業者を募集します。

なお、今回の募集においては、共有部を設けることでスペースを有効活用するとともに、併設して事業を実施することで、行事での交流保育等による相乗効果を期待し、「小規模保育事業」「乳幼児一時預かり事業」の両事業を実施する事業者を1者選定いたします。ただし、事業は「小規模保育事業」「乳幼児一時預かり事業」をそれぞれ区分して実施いただき、補助金の交付等についてもそれぞれ別に申請することとなります。

小規模保育事業とは

平成27年4月子ども・子育て支援新制度で新設された「小規模保育事業」は、2歳までの児童を対象とし、定員6人から19人の少人数で保育を行う事業です。事業の種類（A型、B型、C型）に応じて、定員等の認可基準がそれぞれ定められています。さらに認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」の連携をすることになります。

乳幼児一時預かり事業とは

子育て中の養育者が少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することによる、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減及び短時間の就労等、多様な働き方に応じた一時預かりの提供を目的とした事業です。事業の趣旨・目的に基づき、養育者が必要なとき、その養育する乳幼児を、理由を問わず一時的に預かり、養育者に代わって必要な世話等を、専用の保育室で専ら行います。

2 募集概要

(1) 施設概要等

所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
アクセス	みなとみらい線 馬車道駅下車 徒歩1分 JR根岸線・地下鉄ブルーライン桜木町駅下車 徒歩6分
施設構造・階数	鉄骨造、地上32階地下2階建 2階部分
専有面積	約172㎡
設備	(ガス)都市ガス (水道)受水槽方式 (下水道)本下水
賃料	月額638,175円(税抜き・共益費含む・予定※変更となる場合があります)
建物貸付期間	2020年5月29日から2025年3月31日まで(更新あり)(予定)
開所年月日	2020年7月1日(予定)
募集定員	小規模保育事業19名※、乳幼児一時預かり事業15名 ※各年齢の定員設定にあたっては、地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。
園庭に代わるべき公園	北仲通北第二公園
備考	この募集は、待機児童対策として実施するものであり、既存施設の移転に活用することはできません。

【周辺図】



3 整備条件等

(1) 応募者の資格

以下の全てに該当する法人とします。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団体経営支配法人を除く。)

- ア 横浜市内で平成 29 年 4 月 1 日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・地域型保育事業(小規模保育事業 A 型・B 型、事業所内保育事業)のいずれかを運営していること。かつ、平成 28 年 4 月以降に就学前児童の一時保育事業・一時預かりを実施した実績を有していること。
- イ (仮称)新市庁舎小規模保育事業・乳幼児一時預かり事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

(2) 施設定員等

- ア 小規模保育事業 19 名、乳幼児一時預かり事業 15 名とします。小規模保育事業の各年齢の定員設定にあたっては、0 歳 3 名、1 歳 8 名、2 歳 8 名を基本とします。
- イ 小規模保育事業の各年齢の定員を変更したい場合は、申請前にご相談いただきますよう、お願いいたします。その場合、各年齢の定員は、持ち上がりできる定員設定としてください。
- ウ 小規模保育事業の認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- エ 小規模保育事業の開所後の定員外入所(入所の円滑化)、利用定員の変更について、横浜市との協議に応じていただきます。

(3) 小規模保育事業の募集類型

A 型のみとします。

(4) 庁舎使用条件

- ア 庁舎の貸付は、「横浜市公有財産規則」に従い、市と公有財産賃貸借契約を締結していただきます。貸付期間や貸付料など庁舎利用にかかる諸条件については、「公有財産賃貸借契約書(案)」(参考資料 2)をご確認いただき、内装工事に関することを含め、遵守していただきますよう、お願いいたします。
- イ 事業開所後は、法人により区画内の維持管理を行っていただきます。
- ウ 貸付区画内の光熱水費、清掃・廃棄物処理費は事業者負担となります。
- エ 施設計画(2 階平面図・レイアウト等)について、計画変更等のご希望には応じられません。
- オ 施設内に備える備品や什器類は、事業者においてご準備いただきます。市の工事で設置される設備については、工事区分表(参考資料 3-1)、設備容量については設備容量表(参考資料 3-2)をご確認ください。
- カ 小規模保育事業については、原則、自園調理を行い、給食を提供してください。(調理業務の委託も可)
乳幼児一時預かり事業については、給食を提供することも、弁当持参とすることも可能です。
- キ 利用者の送迎のための駐車場や駐輪場については、市庁舎の一時利用の有料駐車場及び駐輪場をご利用いただくことができます。

ク 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。

ケ 各諸官庁への届け出（消防設備関係、給食設備の届け出等）は事業者の責任で手続きを行ってください。

（５）工事施工

工事施工にあたっては、事業者選定後に市が示す「横浜市新市庁舎 商業区画内装監理指針（仮）」等に従い、工事計画等について提出してください。

なお、工事施工に伴う内装監理費や現場共益費を徴収いたします。

（６）新市庁舎低層部連携・調整会議（仮）への出席

新市庁舎低層部に入居するテナントやビル管理会社、アトリウム等運営事業者等が集まり、連絡・調整する会議を定期的で開催する予定ですので、適宜参加をお願いします。

（７）建物使用上の注意

整備及び運営時の建物の使用にあたっては、今後市が作成する使用上のルールを守ること。

4 運営方法等

小規模保育事業

(1) 保育責任者・保育従事者について

【保育責任者（園及び現場の責任者）】

ア 要件

次の条件を全て満たす方となります。

(ア) 保育士資格を有する者

(イ) 常勤者（※）であり、他の職務と兼務しない者であること

（※ここでいう常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としています。）

(ウ) 保育士又は幼稚園教諭・保育教諭として直近4年のうち2年以上の保育所等※での実務経験（平成32年3月31日時点）を有する者

（※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園、横浜保育室、自治体の認証を受けた保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く））

イ 望ましい要件

(ア) 0～2歳児の保育経験が豊富である者

(イ) 認可保育所、横浜保育室、自治体の認証を受けた保育施設において、施設長の経験を2年以上有する者

(ウ) 幼稚園又は認定こども園において、園長経験を2年以上有する者

(エ) 小規模保育事業において、2年以上の保育責任者の経験を有する者

ウ 法人または本人都合による交代

応募後から開所までの間に保育責任者予定者を変更することは、審査対象の変更にあたることから、原則として認めません。

また、開所後3年間は、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、保育責任者の変更は原則認められません。

（注）小規模保育事業は、19名以下の少人数による保育であり、従事する職員も認可保育所に比べると少人数であるため、横浜市では、基本的には保育責任者が園の責任者（いわゆる施設長）と現場の責任者（いわゆる主任）の役割を兼ねることができると考えております。

ただし、保育責任者とは別に園の責任者（管理者という）を設けることもできます。その場合は、役割分担を明確にした上で、申請時にご相談ください。（管理者・保育責任者の役割分担を示した書類をご提出いただきます（任意様式））

【保育従事者】

ア 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務）を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。

（例：月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します。）

（参考）給付費申請の際は月160時間以上勤務する職員を常勤としています。

(2) 事業内容

保育時間	月曜～土曜・11時間以上	
休園日	原則として、日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）及び法定設備点検日	
利用料金	・横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（参考資料6）により、決定します。 ・延長保育料、実費徴収（延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。	
保育 従事者	資格	保育士
	職員 配置	【0歳児】児童3人に対して1人 【1・2歳児】児童6人に対して1人 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。

(3) 設備基準

保育室 等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室
	面積	【0・1歳児】1人3.3㎡以上 【2歳児】1人1.98㎡以上
給食	給食	原則、自園調理（調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可）
	設備	調理設備（通常のキッチン設備を基に、定員相応の内容） ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存、配膳等の調理機能が必要。 ※連携施設等から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷凍冷蔵庫（冷凍目安容量70L以上）が必要。
耐火等	設備	保育室等を2階以上に設置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること
	避難	認可保育所の基準に準ずる

(4) 保育内容等

ア 保育内容

- ・保育所保育指針に基づき、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。
また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等に、より個別的な配慮をすること。

イ 区との連携

- ・児童の健全な育成を図るため、保護者に対する支援が必要なときは、区と連携しながら保護者の子育ての負担感の軽減に努めること。

ウ 保護者との連携

- ・保護者と密接な連携を取り合い、保育内容につき、理解及び協力を得られるようにすること。

エ 保健衛生

- ・必要な医薬品、その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。

オ 健康診断等

- ・職員に対しては年1回、継続して保育している児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年2回健康診断を行うこと。
- ・保育従事者及び給食従事者については、月1回以上検便を行うこと。

カ 第三者評価

- ・福祉サービスの第三者評価を開所後3年以内に受審し、結果を公表すること。

キ 嘱託医

- ・定期健康診断等を行う嘱託医（内科医・歯科医）を選定すること。内科医はできるだけ、小児科医とすること。連携先の嘱託医と兼ねることも可。

(5) 資金計画について

- ア 年間運営事業費の6分の1（約2か月分）の金額を、現金もしくは換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している必要があります。年間運営事業費は、申請時の定員数により年間で支払われる公定価格に基づき算定してください。公定価格の目安は11ページをご覧ください。（社会福祉法人・学校法人は除く）
- イ 整備に必要な資金が確保されていることを確認します。整備資金に借入金を用いる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。
- ウ 本申請のほか、施設整備を予定している場合については、申請状況・資金計画について確認します。
- エ 開所当初は定員に満たないケースもあるため、余裕をもった資金計画を立ててください。
- オ 資金の管理については当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。認可申請時（32年4月頃）までに口座を開設してください。

(6) 運営委員会の設置について

社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可を受ける際は、「運営委員会」を設置していただきます。運営委員会とは、当該事業所の設置者の相談に応じたり、意見を述べる委員会のことで、委員は社会福祉事業の知識経験を有するもの、保育サービスの利用者、及び実務を担当する幹部職員等で構成します。

(7) その他

- ア 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。別途認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。
- イ 事業所において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を強化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。

乳幼児一時預かり事業

(1) 事業内容の規定

※国の基準等の変更により、事業開始後に規定が変更されることがあります。

保育時間	・ 8時間実施施設：月～金 午前10時から午後3時までを含む連続した8時間（例：午前8時～午後4時） ・ 11時間実施施設：月～金 午前7時30分から午前8時30分までに開始し、連続した11時間（例：午前8時～午後7時）
休業日	・ 原則として、土曜・日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
利用限度	・ 児童1人あたり月15日または月120時間まで
対象児童	・ 横浜市内に居住する生後57日以上小学校入学前までの児童
利用料金	・ 1時間あたり300円以下 なお、定額料金（利用回数や利用日数などに応じた料金）を設定する場合でも、1時間あたり300円を超えてはならない。 ・ 登録料・入園金等、利用料以外の料金は徴収してはならない。 ・ 給食費、おやつ代等の実費相当額を別に徴収することができる。
非定期的利用	・ リフレッシュや緊急など非定期で利用する利用者のため、定員のうち概ね1/3を定期的利用の予約を受けない枠として確保すること。
保育従事者	・ 年齢にかかわらず、対象児童3人に対して1人 ・ 利用人数にかかわらず、常時少なくとも保育士1人を含む2人を配置すること。

有資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる保育従事者の1/2以上を保育士とすること。 ・保育士の資格を有しない保育従事者については、横浜市の指定する研修を修了してから、事業に従事すること。
------	--

(2) 設備基準

保育室の区画	・乳児の保育場所と幼児の保育場所が区画されていること。
保育室の面積	・児童1人当たり、3.3㎡以上の面積を確保すること。
採光・換気等	・児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意が払われていること。
非常災害防止	・消火用具、非常口など、必要な設備が設けられていること。

(3) 保育内容

保育内容	・保育所保育指針に基づき、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等に、より個別的な配慮をすること。
区との連携	・児童の健全な育成を図るため、保護者に対する支援が必要なときは、区と連携しながら保護者の子育ての負担感の軽減に努めること。
保護者との連携	・保護者と密接な連携を取り合い、保育内容につき、理解及び協力を得られるようにすること。
保健衛生	・必要な医薬品、その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
健康診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては年1回、継続して保育している児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年2回健康診断を行うこと。 ・給食従事者については、月1回以上検便を行うこと。

(4) 認可外保育施設指導監督基準の遵守

施設の運営にあたって、この募集要項に記載のない事項については、認可外保育施設指導監督基準を遵守すること。

(5) 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うことになるため、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めること。

(6) 研修の受講

事業を開始するにあたり、保育士の資格を有しない保育従事者については、横浜市が指定する研修を受講すること。

【研修について】

子育て支援員研修（基本研修及び専門研修の一時預かり事業又は地域型保育、計6日間）を事業開始前に受講すること。

5 整備費等補助金を受けるにあたっての諸条件

小規模保育事業

(1) 整備費補助金についての考え方

小規模保育事業にかかる整備については、整備費等補助金を活用した整備が可能です。

(2) 整備費等補助金概要

補助制度		
小規模 保育事業 整備費	対象経費	・施設整備費(改修費、設備整備費) ・備品費(1品5千円以上が補助対象。定員数×32,000円(上限)×3/4)
	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とする。
	限度額	1,650万円(2,200万円×3/4)(施設整備費と備品費の合算額) 実行額が限度額を下回る場合は実行額の4分の3が補助額となります。

(注)市が完了検査を行い、必要と認めた額を交付します。申請額と異なることがありますので、ご注意ください。

○工事期間は2月上旬から3月下旬となる予定です。工事計画や進捗管理にご注意ください。

○平成32年3月までに工事が完了しない場合は、原則補助対象外となります。備品は年度内に納品されていることが確認できない場合対象外となります。

(3) 工事施工業者等の選定(入札の実施)

工事の施工業者等の選定にあたっては、市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施してください。

不正な行為や条件違反があった場合は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

【参考】『契約の手引き』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kannsa/file/keiyakutebiki3006.pdf>

『民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱』

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kannsa/file/keiyakuyoukou.pdf>

『有資格者名簿・指名停止一覧』

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

(4) 実施設計審査

事業採択後、平成31年12月31日までに本市の実実施設計審査を受けていただきます。

(5) 留意事項

- ・原則、事業採択後の計画の変更はできません。ただし、行政指導等による変更の場合は、事前に横浜市と協議してください。
- ・補助対象となる関係書類は情報公開の対象となります。
- ・小規模保育事業と乳幼児一時預かり事業の共用部分(エントランス、事務室、休憩室、トイレ、沐浴室、調乳室、調理室、食品庫及び手洗い室)にかかる整備費については、面積按分により算出してください。ただし、面積按分については、小規模保育事業：乳幼児一時預かり事業=51：49とします。
- ・事業者の自主財源による整備の場合は、(2)(3)(4)(5)における手続き等は不要です。
また、工事期間は平成32年2月上旬から平成32年5月下旬までとなる予定です。

【参考】開所後の給付費について

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

【参考サイト】

- ・新制度全般（内閣府HP）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

- ・公定価格の単価表（案）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h300307/pdf/s3-1.pdf>

- ・試算ソフト

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

定員		小規模保育事業 年間運営事業費の目安額 (平成 30 年度 公定価格概算モデル)	
		年間運営事業費	年間運営事業費の1/6
A 型	19 人	49,782,280 円	8,297,046 円

※上記金額は目安額となります。定員構成等により変更することがあります。

【上記の試算条件】

定員		0歳	1歳	2歳	その他
A 型	19 人	3人	8人	8人	・保育標準時間認定児童のみで算出 ・処遇改善等加算の加算率は8% ・管理者設置加算 等

乳幼児一時預かり事業

(1) 補助対象経費及び補助金額

補助金額は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱の別表に規定する金額とします。

なお、補助金の支払いは概算払い（前金払い）としますが、補助金全額の一括支払いではなく、原則として四半期ごとに分割して支払います。また、年度末までの実績に応じて精算します。

○開設準備加算

開設に係る工事費や備品購入費等を対象

上限 300,000 円（15 人定員の場合）

※開設準備加算を超える部分については、事業者が負担してください。

【参考】開所後の補助金月額試算例

1 8時間実施施設（定員15人）の場合

注：稼働率60%、家賃月額が264,706円※と想定した場合。

※600,000円を15/34で定員按分

●補助金

基本助成	433,900円	
家賃助成	148,500円	※@9,900円×定員15人が上限額となります。
利用時間加算	235,200円	※@490円×(8時間×15人×60%-48時間)×20日
事務負担加算	15,410円	※1日の平均預かり人数が9人(15人×60%)、平均預かり時間が70時間以上、80時間未満(8時間×15人×60%)。
合 計	833,010円	

2 11時間実施施設（定員15人）の場合

注：稼働率60%、家賃月額が264,706円※と想定した場合。

※600,000円を15/34で定員按分

●補助金

基本助成	566,200円	
家賃助成	148,500円	※@9,900円×定員15人が上限額となります。
利用時間加算	356,400円	※@540円×(11時間×15人×60%-66時間)×20日
事務負担加算	61,660円	※1日の平均預かり人数が10人(15人×1.2×60%)、平均預かり時間が90時間以上、100時間未満(11時間×15人×60%)。
合 計	1,132,760円	

(2) 補助対象外経費

時間外や土日祝日の預かり、月の利用時間の上限枠を超えてしまった預かり時間数、市外からの利用者の預かり等の実績については、補助の対象とはなりません。

なお、自主事業として料金等を独自に設定し実施することは可能です。

(3) 補助の取り消し

横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号に該当するときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- 補助金等を他の用途へ使用したとき。
- 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

6 小規模保育事業における連携施設の確保について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。なお、「ウ 卒園後の受け皿の設定」につきましては、必要枠数については、横浜市で調整します。必要枠数以上に連携先を確保する場合や、連携したい園の希望がある場合には、事前にこども施設整備課及び区こども家庭支援課にご相談いただきますよう、お願いいたします。

（1）連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（平成 32 年 4 月頃）までに必ず締結（同意書等を含む）していただきます。

イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

開所日までに、利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿となる施設を確保しなければなりません。

必要枠数は横浜市で調整します。必要枠数以上の連携先の確保状況については、申請書の提出書類において確認させていただきます。

（2）連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

（3）連携施設受諾促進加算（横浜市独自加算）

小規模保育事業の卒園後の受け皿の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。（自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。）

（平成 30 年度）

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「参考資料5」をご覧ください。
	B区分	114,750円	
幼稚園	A区分	85,000円	
	B区分	57,400円	
認定こども園	A区分	229,500円	
	B区分	85,000円	
	C区分	57,400円	

7 審査基準について

小規模保育事業

事業者の採択にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

評価項目	評価細目
1 法人体制	(1) 法人代表の適格性 (2) 経営状況
2 既存施設・事業の運営状況	(1) 保育事業の実績 (2) 監査状況
3 資金計画	(1) 運転資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性
4 運営内容	(1) 保育責任者の適格性 (2) 保育従事者の状況 (3) 地域貢献等の取組
5 連携計画	(1) 連携施設の確保 (2) 卒園後の受け皿の確保
6 面接（法人代表者 保育責任予定者）	(1) 施設運営等の方針等 (2) 事業内容の理解

乳幼児一時預かり事業

事業者の選定にあたっては、一時預かり事業について、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

選定基準
1 一時預かり事業を行う上での十分な知識、考え方、経験を有し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することができる事業者であること。
2 在宅子育て家庭の子育てに関する実態やその支援ニーズについて十分に理解があり、そのニーズに対して適切に対応していくことができる事業者であること。
3 事業運営にあたり市及び関係機関との連携が図れる事業者であること。

8 小規模保育事業・乳幼児一時預かり事業 申請要件<チェックシート>

申請に当たっては、次に掲げる必須要件の全てに合致することを確認して下さい。

項目		必須要件	望ましい要件
共通項目	経営者の社会的信望	<input type="checkbox"/> 設置者が以下に該当しないこと。 (1)成年被後見人又は被保佐人 (2)暴力団経営支配法人等 (3)生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4)破産者で復権を得ない者 (5)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法第204条(傷害罪)、刑法第206条(現場助勢罪)、刑法第208条(暴行罪)、刑法第208条の3(凶器準備集合及び結集罪)、刑法第222条(脅迫罪)、刑法第247条(背任罪)に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。 (7)市税等の滞納があること	
	設置者の財政状況	<input type="checkbox"/> 特に経営状況において懸念される点がないこと。 (3年連続の赤字(損失計上)など)	<input type="checkbox"/> 決算における売り上げ及び純利益が3年続けてプラスであること。
小規模保育事業	保育責任者	<input type="checkbox"/> (1)保育士資格を有すること。 (2)常勤者であり、他の職務と兼務しない者であること。 (3)直近4か年のうち、2年以上の実務経験を有すること。 上記の全てに該当する方が責任者になります。 ※原則3年間は、変更を認めません。	<input type="checkbox"/> 3歳未満児の保育経験があること。
	保育従事者	<input type="checkbox"/> 【A型】 (1)必要となる保育従事者全てが保育士資格を有すること。 (2)原則、常勤職員であること。	
	調理員	<input type="checkbox"/> 調理員を配置している、又は認可までに配置できること(連携施設等からの搬入や調理を委託する場合を除く)。	<input type="checkbox"/> 調理師資格または栄養士資格を持った調理員を配置している、又は認可までに配置できること。
	開所時間	<input type="checkbox"/> 平日・土曜日ともに11時間以上開所すること。	
	連携施設(保育内容の支援)	<input type="checkbox"/> ・保育の支援を受けられる連携施設を認可までに設定すること。	<input type="checkbox"/> ・申請時点で連携について調整済であること。
	施設の運転資金	<input type="checkbox"/> 設置者が、小規模保育事業の年間運営事業費の6分の1(約2か月分)以上の額を安全性があり、かつ換金性の高い預貯金等(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。	<input type="checkbox"/> 整備費に借入れがないこと。
乳幼児一時預かり事業	保育従事者	<input type="checkbox"/> (1)必要となる保育従事者の1/2以上を保育士とすること。 (2)保育士の資格を有しない保育従事者については、横浜市の指定する研修を修了してから、事業に従事すること。	
	開所時間	<input type="checkbox"/> ・月～金曜日の8時間または11時間実施のいずれかとなります。 8時間実施 午前10時から午後3時までを含む連続した8時間 11時間実施 午前7時30分から午前8時30分までに開始し、連続した11時間	
	非定期的利用	<input type="checkbox"/> ・リフレッシュや緊急など非定期的で利用する利用者のため、定員のうち概ね1/3を定期的利用の予約を受けない枠として確保すること。	

9 申請方法等について

1 申請書の提出について

(1) 提出資料

【別紙1】「提出書類一覧」のとおり

(2) 申請書類受付日時

平成31年3月22日（金）まで

※書類の確認に約1時間程度お時間をいただきます。また、状況によりお待ちいただくことがあります。必ず事前に以下の問合せ先の担当と日程調整のうえ、お越してください。

(3) 受付場所

こども青少年局 こども施設整備課

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル5階（最寄駅 JR 関内駅もしくは市営地下鉄関内駅）

※持参以外の方法による書類の提出はお受けできません。

※提出場所は市庁舎向かいのビルになります。お間違えのないようお願いします。

(4) 提出部数

小規模保育事業・乳幼児一時預かり事業 各1部

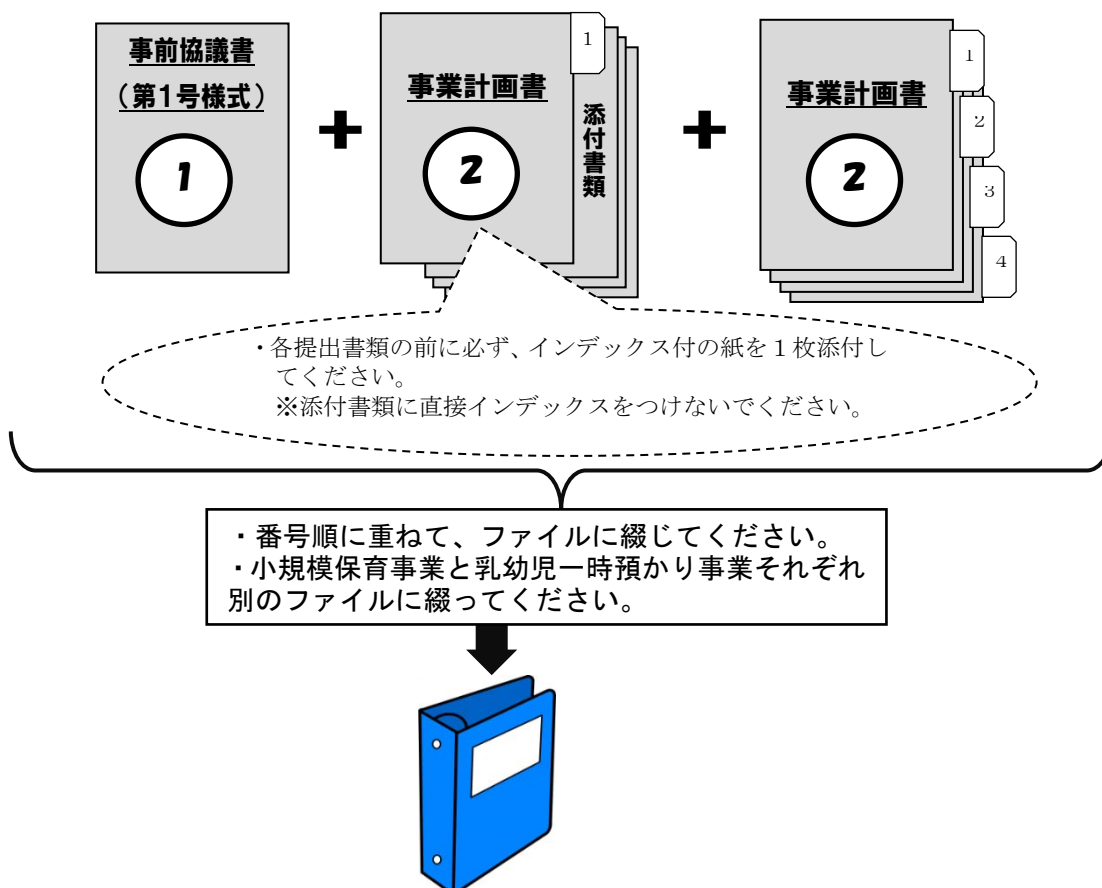
ア A4縦サイズで統一し、リングファイル（左2穴）に綴じてください。

イ 添付書類には、必ずインデックス（「提出書類一覧」の番号）付の紙の後に該当する資料を付けてください。

ウ リングファイルの内側に提出書類にチェックをつけて「提出書類一覧」を貼付してください。

エ 提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

【提出書類イメージ図】



※不備があると審査ができない場合がありますので、充分にご確認のうえご提出ください。

(5) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。但し、本市は提出書類を選定関係資料として一般の閲覧に供する等公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(8) その他留意事項

ア 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・ 応募資格を有しないもの
- ・ 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 応募書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

ウ 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

2 事業者選定

(1) 選定の流れ

選定スケジュール	手続き等
3月1日(金)	募集要項公表
3月7日(木)	質疑〆切
3月14日(木)	質疑の回答(ホームページ掲載)
3月22日(金)	申請〆切
4月～5月	小規模保育事業保育責任者面接 場所:横浜市庁舎または近傍
6月	乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会 (書類選考、プレゼンテーション)
6月下旬	小規模保育事業選定(児童福祉審議会)
6月末頃	選定結果通知

※面接、プレゼンテーションに関する詳細については、個別にお知らせします。

(2) 小規模保育事業の面接出席者

ア 法人代表【法人役員による代行可】

※コンサルティング契約先、顧問契約先等の社員による、代理出席は認めません。

イ 保育責任予定者(保育責任者とは別に園の責任者として管理者を設ける場合は、その方も同席をお願いすることがあります。)

(3) 小規模保育事業の面接の内容について

ア 設置者(若しくは法人)の保育に対する考えや園の運営に関すること。

イ 事業申請書に記載された内容に関すること。

ウ 保育責任者としての適格性に関すること。 ほか

(4) 乳幼児一時預かり事業選定委員会でのプレゼンテーションについて

学識経験者、保育関係者などを委員として予定しています。

ア プレゼンテーションの実施

選定委員会の評価にあたり、申請者は、委員会に対してプレゼンテーションを行っていただきます。施設長予定者は必ず出席してください。

イ 留意事項

申請者が、法人の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(5) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本要項の「3 (1) 応募者の資格」を満たす者。

イ 質疑の方法

平成31年3月7日(木)午後5時までに、電子メールにより受け付けます。来庁及び電話による問い合わせには一切応じられません。質疑の要旨を簡潔にまとめてkd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jpにご連絡ください。

ウ 回答

提出された全ての質疑内容とその回答については、平成31年3月14日(木)までに、横浜市子ども青少年局ホームページで公表します(質問者の個人情報公表しません)。

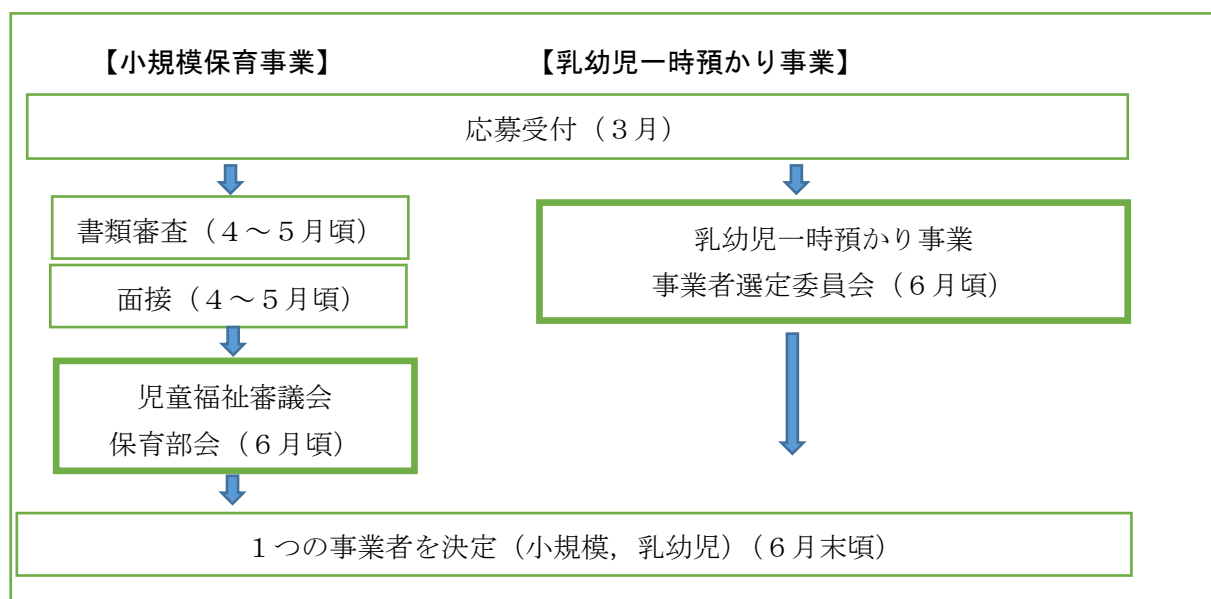
質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有するものとします。

(6) 選定方法

事業者の選定にあたっては、小規模保育事業、乳幼児一時預かり事業の各事業における申請内容を点数化します。

外部委員による委員会の評価及び意見聴取等を踏まえて、各事業において一定基準以上を満たしており、合計点数の高い事業者を選定します。

【選定イメージ】



※応募多数の場合には、事前審査(書類審査)をさせていただき、上位10事業者のみ、面接及びプレゼンテーションについて、ご案内します。

その場合、事前審査結果(選定又は選定外の結果)を5月上旬頃までにご連絡します。

(7) 選定結果通知

選定結果（選定又は選定外の結果）は、申請者全員に文書により通知します。通知の時期は、平成31年6月末頃を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

(8) 選定結果の公表

選定結果については、事業者の選定後、横浜市子ども青少年局ホームページ等において公表します。

10 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先及び問い合わせ方法

- ・本要項の内容について、質疑がある場合には、9の2(5)に従い、メールにより提出してください。
- ・その他のお問い合わせについては、以下の担当までお問い合わせください。

ア 全体的なこと、小規模保育事業に関すること

横浜市こども青少年局こども施設整備課
【電話番号】045-671-2398
【FAX番号】045-550-3607
【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp
【担当者】花田、上野、長島

イ 乳幼児一時預かり事業に関すること

横浜市こども青少年局子育て支援課
【電話番号】045-671-4157
【FAX番号】045-663-1925
【電子メール】kd-koshien@city.yokohama.jp
【担当者】前川、鈴

(2) ダウンロードアドレス

申請書等の様式	http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/incubator/
横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/public-hygi/public-health/sickhouse/pdf/sickhouse-manual.pdf